

高齢者の良い歯のコンクール(8020 無料健診)参加者募集

☎一の宮保健センター ☎ 22-5088

6月の「歯と口の健康週間事業」の一環として「高齢者の良い歯のコンクール」が実施されます。80歳まで20本以上自分の歯を持つことで、健全なそしゃく能力が維持できるといわれています。

下記期間中に無料健診が行われますので、実施医療機関でお受けください。

8020達成者には、阿蘇郡市歯科医師会から表彰状が贈られます。

●対象者

80歳以上でご自分の歯が20本以上ある人
※前回までの県大会出場者は除く

●健診期間 6月3日(月)～6月14日(金)
(土・日を除く)



●健診実施機関一覧(阿蘇郡市歯科医師会加盟)

宇治歯科医院	☎ 22-0214
佐藤歯科クリニック	☎ 22-5131
阿蘇きずな歯科医院	☎ 22-4677
市原歯科クリニック	☎ 32-3828
そのだ歯科医院	☎ 32-1418
武藤歯科医院	☎ 32-0027
安光歯科医院	☎ 34-0603
阿蘇温泉病院	☎ 32-0881
波野診療所	☎ 24-2203

※無料診断を受ける人は事前に電話してください。

阿蘇郡内の他の歯科医院で健診を希望する人は一の宮保健センターまでお問い合わせください。

被災者生活再建支援金(加算支援金)の申請期限が延長されました

☎福祉課 総合福祉係 ☎ 22-3167

熊本地震により居住する住宅が全壊するなど生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対し、被災者生活再建支援法に基づき、住宅の再建方法に応じて支給される加算支援金

の申請期限が1年間延長されました。住宅を再建された人や住宅再建の契約が済まれた人で、申請がお済みでない場合は、期間内に手続きください。

●加算支援金の申請期限

令和2年5月13日(水)

●加算支援金の申請に必要な書類

住宅の建設・購入、補修または賃借が確認できる契約書等の写し

※契約内容等により別途書類が必要な場合があります。

●加算支援金の支給額

▷建設・購入 200万円

▷補修 100万円

▷賃借 50万円

※単身世帯は、上記の3/4の額になります。

加算支援金の申請は、基礎支援金の支給が前提となります。加算支援金だけの申請はできません。なお、阿蘇市の基礎支援金申請期限は、ことしの5月13日(月)までです。

戸建て木造住宅の耐震診断・設計・改修・建替え費用を補助します

問 建設課 建築営繕係 ☎ 22-3187

戸建て木造住宅の耐震化を促進し、安全で安心なまちづくりを目指すことを目的に、耐震診断・耐震設計・耐震改修・耐震建替えを行う住宅の所有者に対して費用の一部を補助します。

●耐震診断（精密診断）の補助を受ける条件

- ①阿蘇市内に存在する戸建て木造住宅で、現に居住しているもの（アパートは含まない）
- ②在来軸組構法によって建築された地上階数が2以下の住宅
- ③昭和56年5月31日以前に着工した戸建て木造住宅（一部併用住宅を含む）
- ④過去にその他の耐震診断の補助を受けていない住宅

●耐震設計・改修及び建替えの補助を受ける条件

- ①上記内容の①、②、③に該当する住宅
- ②熊本県戸建て木造住宅耐震診断士派遣事業（※1）の耐震診断（一般診断）を受け、耐震性能を満たしていない（上部構造評価点が1.0未満）住宅
（昭和56年6月1日以降に建築された住宅で、平成28年熊本地震により罹災（罹災証明書等）したことがわかる住宅は、対象住宅となります。）

（※1）熊本県戸建て木造住宅耐震診断士派遣事業には、奇数月に県の窓口で受付しています。詳しくは熊本県建築住宅センター ☎ 096-385-0771 までお問い合わせください。

●募集戸数

- ▷耐震診断 5戸 ▷耐震設計 2戸
▷耐震改修 1戸 ▷耐震建替え 1戸

※経費を超える費用は自己負担

●補助対象者

- ①補助対象住宅を所有している人で、市税等の滞納がない人
- ②住宅の共有者がいる場合は、事業の実施について全員の承諾が得られる人

●補助金額

- ▷耐震診断
診断に要する経費の3分の2以内の額で1戸につき8万8千円を限度
- ▷耐震設計
設計に要する経費の3分の2以内の額で1戸につき20万円を限度
- ▷耐震改修
改修工事に要する経費の2分の1以内の額で1戸につき60万円を限度
- ▷耐震建替え
建替え工事に要する経費の23%以内の額で1戸につき60万円を限度

●募集期間 5月7日（火）～10月31日（休）

●受付時間 午前9時～午後4時



養護老人ホーム あそ上寿園

65歳以上で環境上の理由又は経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な方が入所できます。

※収入に応じて費用負担があります。



入所ご希望の方は、住所地の市町村へお尋ねください。

〒869-2226 阿蘇市乙姫1600番地1
電話：0967-32-5501
FAX：0967-32-5505
担当：施設長 藤本基子

「道路河川環境美化コンクール」参加団体募集

問 建設課 管理係 ☎ 22-3187

市では、道路・河川の環境美化や住民の憩いの場づくりを推進しており、その一環として「道路河川環境美化コンクール」を実施します。日頃から道路・河川・水路の美化活動を行っている団体の皆さんは、是非ご参加ください。

- 対象 地域生活に密着したすべての道路・河川・水路(延長 20 m以上または面積 50㎡以上)
- 内容 花などの植栽による環境美化等



- 資格 ボランティアによる各種団体
- 締切 6月7日(金) 午後5時まで
- 審査 7月～10月上旬にかけて管理状況・見栄え等の審査を行います。

●表彰

- ▷最優秀賞(1点) 賞金 50,000円
- ▷優秀賞(2点) 賞金 20,000円
- ▷佳作(5点) 賞金 10,000円

※入賞団体には直接通知し「広報あそ」で紹介します。

※事故などの責任及び参加に関する全ての費用は、参加団体の負担(種子・苗は一部助成あり)とします。

5月11日(土)～20日(月)は春の全国交通安全運動期間!

【運動重点】

- ①子どもと高齢者の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止
- ②自転車の安全利用の推進
- ③全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- ④飲酒運転の根絶



5月20日(月)は「交通事故死ゼロを目指す日」です!

酒酔い、酒気帯び運転者だけでなく、同乗者、車両提供者、酒類提供者にも厳しい罰則が科されます!



まちを好きになるアプリ



広報あそがスマホで読める

ダウンロードはこちらから



阿蘇市がもっと身近になる機能が盛りだくさん! /

- 1 役立つ行政情報を見逃さない!
- 2 自分に合わせた情報が届く!
- 3 いろいろなまちの魅力をお届け!

※「広報紙」をご利用中の場合、アップデートによって新アプリに切り替わりますので、新たにダウンロードする必要はありません。※アプリの使用は無料ですが、通信費は各回線ごとのご負担となります。※広告が表示されますが、各自治体とは何ら関係ありません。

問い合わせは株式会社ホープ(092-716-1404)まで

空き家バンク制度を活用ください

☎まちづくり課 地域振興係 ☎ 22-3318

市では、地方創生に係る移住定住促進の一環として「阿蘇市空き家バンク」を開設しています。

この制度は、空き家を貸したい・売りたい所

有者と、空き家を借りたい・買いたい利用者が、「阿蘇市空き家バンク」に登録し、双方合意のもとで空き家の有効活用を行い、移住・定住の促進と地域の活性化を図るものです。

手続きの流れ ①～⑥

- ① 空き家を貸したい・売りたい所有者は、物件の登録を市に申し込みます。
※老朽化が著しいものまたは大規模な修繕が必要なものは登録できません。適正に管理され入居可能な物件が対象です。
- ② 空き家を借りたい・買いたい人は、市に利用の登録を申し込みます。
- ③ 市は上記①・②の申込みがあった場合、内容を確認のうえ、阿蘇市空き家バンクに登録します。
また、物件については、市のホームページに掲載し、情報提供をします。
- ④ ②の利用登録者は、希望物件があった場合、市に交渉の申込みをします。
- ⑤ 市は①の物件登録者に利用希望があったことを通知します。
- ⑥ 交渉・契約などは物件登録者と利用登録者の間で行いますが、物件登録者は(一社)熊本県宅地建物取引業協会へ媒介等を依頼できます。(所定の手数料が必要)



借金、離婚、相続、遺言、交通事故、刑事・・・など、ひとりで悩まずお気軽にご相談下さい

受付時間：平日9時～17時15分 TEL：0967-22-5223 *完全予約制です。

音声でのご連絡が難しい方のみ、FAX0967-22-5224で相談予約受付。お名前、FAX番号を必ずご記入ください。日程調整につきFAXで返信いたします。なお、相談にはご来所の必要があり、FAXでの相談はできません。

・当事務所での相談が初めての方は、30分まで無料
 ・初回30分超または2回目以降は30分3500円
 ※経済的に余裕がない方は、法テラスの無料法律相談制度をご利用になれることがあります。お問合せ下さい。

阿蘇ひまわり基金法律事務所

阿蘇地域に根ざした法律事務所です。

弁護士 森 あい



〒869-2612 阿蘇市一の宮町宮地2005-8-203 (阿蘇市商工会一の宮支所となり)

広告



5月12日(日) ~ 19日(日)

市民課 生活衛生係
☎ 22-3135

狂犬病予防注射巡回日程

		日 時	実施場所	主な地区		
5月12日(日)	午前	9:00 ~ 9:25	赤水公民館	赤水		
		9:40 ~ 10:00	旧乙姫小学校正門前	乙姫		
		10:10 ~ 10:20	下西黒川公民館	下西黒川		
		10:30 ~ 10:40	浜神社	上西黒川		
		10:50 ~ 11:10	眼科古嶋医院東側駐車場	坊中		
		11:20 ~ 11:35	竹原公民館	竹原		
		11:45 ~ 12:00	成川集会所	成川		
	午後	13:00 ~ 13:10	黒川千丁公民館	黒川千丁		
		13:20 ~ 13:30	浜川公民館	浜川		
		13:40 ~ 13:50	内牧5区公民館	内牧		
		14:00 ~ 14:20	内牧保育園横駐車場			
		14:30 ~ 14:40	内牧1区公民館			
		5月13日(月)	午前	9:00 ~ 9:10	車帰公民館	車帰
				9:20 ~ 9:30	的石公民館	的石
9:40 ~ 9:50	跡ヶ瀬コミュニティーセンター			跡ヶ瀬		
10:00 ~ 10:10	産神社			狩尾3区		
10:20 ~ 10:30	狩尾2区公民館			狩尾2区		
10:40 ~ 10:50	狩尾1区公民館			狩尾1区		
11:00 ~ 11:10	成瀬建設資材庫前			宇土		
11:20 ~ 11:30	折戸コミュニティーセンター			折戸		
午後	11:40 ~ 11:50		下り山水源公園	内牧		
	12:40 ~ 12:50		西小園公民館	西小園		
	13:00 ~ 13:10		ふれあいプラザ北外輪	西湯浦		
	13:20 ~ 13:30		湯浦公民館	湯浦		
	13:40 ~ 13:50		南宮原公民館	南宮原		
	14:00 ~ 14:10		宮の森公園	今町・黒流町		
5月14日(火)	午前	9:00 ~ 9:10	枳公民館	枳		
		9:20 ~ 9:30	永草公民館	永草		
		9:40 ~ 9:50	下谷公民館	乙姫		
		10:00 ~ 10:10	阿蘇ハイランド案内板前			
		10:20 ~ 10:30	南黒川公民館	南黒川		
		10:40 ~ 10:50	J A阿蘇黒川支所北側倉庫	元黒川		
		11:00 ~ 11:15	北黒川公民館	北黒川		
	11:25 ~ 11:40	黒川牧野組合事務所	東黒川			
	午後	11:50 ~ 12:05	西町公民館	西町		
		13:00 ~ 13:10	市コミュニティーセンター	役犬原		
		13:20 ~ 13:30	道尻地域学習センター	道尻		
		13:40 ~ 13:50	塩塚公民館	塩塚		
		14:00 ~ 14:10	下西河原公民館	中通		
		14:20 ~ 14:30	原口公民館			

		日 時	実施場所	主な地区	
5月16日(木)	午前	9:00 ~ 9:05	深葉集会所	深葉	
		9:30 ~ 9:40	茗ヶ原地区ごみ集積所隣	茗ヶ原	
		10:10 ~ 10:20	第二荻の草橋	荻の草	
		10:50 ~ 11:00	阿蘇品消防倉庫前	北坂梨・三野	
		11:10 ~ 11:20	古城2区公民館		
		11:30 ~ 11:40	古城1区公民館		
		11:50 ~ 12:00	馬場公民館	坂梨	
	午後	12:50 ~ 13:00	小池公民館	小池	
		13:10 ~ 13:20	小倉消防小屋前	小倉・西小倉	
		13:30 ~ 13:40	山田公民館	山田・原の口	
		13:50 ~ 14:00	鷲の石公民館	鷲の石	
		14:10 ~ 14:20	小野田農村公園	小野田町・本村	
		14:30 ~ 14:40	下の原公民館	下の原・新村	
		5月17日(金)	午前	9:00 ~ 9:10	佐渡ヶ池スクールバス停
9:20 ~ 9:30	遊雀集会所			遊雀	
9:40 ~ 9:50	立塚集会所			立塚	
10:00 ~ 10:10	横堀集会所			横堀	
10:25 ~ 10:35	仁田水集会所			仁田水	
10:45 ~ 10:55	中江ふれあい館			中江	
11:05 ~ 11:15	滝水駅前			滝水	
午後	12:30 ~ 12:40			古城公民館	手野
	12:50 ~ 13:00		屋敷バス停横		
	13:10 ~ 13:20		古城6区公民館	中通	
	13:30 ~ 13:40		片隅公民館		
	13:50 ~ 14:05		中通公民館		
	5月19日(日)		午前	9:00 ~ 9:10	波野駅前広場
9:20 ~ 9:30				波野診療所駐車場	檜木野
9:40 ~ 9:50		赤仁田集会所		赤仁田	
10:00 ~ 10:10		小園集会所		小園	
10:20 ~ 10:30		小地野集会所		小地野	
10:40 ~ 10:45		志賀商店専用駐車場		笹倉	
10:55 ~ 11:05		坂の上バス停南側		坂の上	
午後		11:20 ~ 11:40	坂梨公民館	坂梨	
		11:45 ~ 12:00	旧坂梨小学校前		
		12:05 ~ 12:15	農業構造改善センター	宮地	
		13:05 ~ 13:15	西古神団地前公園		
		13:25 ~ 13:45	一の宮社会教育センター		
		13:55 ~ 14:05	商工会一の宮支所		
		14:15 ~ 14:25	西3区公民館		
14:35 ~ 14:50	阿蘇市役所本庁駐車場				

※最寄りの注射会場に行くことができない場合は、他の会場でも予防注射を受けることができます。動物病院や獣医師に直接依頼することもできます。(診察代などのその他料金は、かかりつけの獣医師へお尋ね下さい)

○ 飼い犬の放し飼いは、犬の苦手な人や子どもにとって大変な恐怖です。飼育の際は、犬が逃げ出さないよう注意してください。

○ 犬の散歩中のフンは、飼い主のマナーとして必ず家に持ち帰り後始末をしましょう。

犬を飼育する際の注意点

③ 鑑札と注射済票の装着
犬の登録をしたときに交付される「鑑札」と、狂犬病予防注射を接種したときに交付される「注射済票」を飼い犬の首輪につけましょう。犬が迷子になったときに、番号から飼い主を特定できますので、飼い主の元に戻る可能性が高くなります。

② 狂犬病予防注射の接種(年に1回)
狂犬病の予防注射は毎年(3月2日翌年の3月1日の間に)1回受けなければなりません。

▽ 注射代 2600円
▽ 注射済票代 500円

① 犬の登録(生涯に1回)
生後91日以上の犬は、市へ登録の届け出が必要です。また、犬が死亡した場合は、直ちに市民課に届け出てください。飼い主が変わった場合も同様です。

▽ 登録料 3000円

犬の飼い主には、左記のことが義務づけられています

軽自動車税の障がい者減免申請は5月31日(金)まで

☎ 税務課 市民税係 ☎ 22-3148

障がいが所有し使用する軽自動車などは、障がいを克服し積極的に社会参加ができるよう軽自動車税が減免されます。
軽自動車税の減免を希望する場合は、申請

に必要な書類をご確認のうえ、5月31日(金)までに申請してください。
※減免の対象(障がいの等級・程度)は、税務課にお問い合わせください。

手続き方法

申請に必要な下記書類を添えて、市役所税務課または各支所市民系の窓口で申請してください。
提出期限後の申請は受理できませんので、お忘れのないようお願いします。
なお、前年度に減免を受けた人も新たに手続きが必要となります。

●減免対象の軽自動車等と申請に必要な書類 (○…必要 △…該当する場合に必要)

対 象	身体障がい者などで歩行が困難な人などが使用する軽自動車に対して			公益のために使用する軽自動車に対して	身体障がい者などのために使用する軽自動車に対して
所有者	身体障がい者など(ただし、身体障がい者で年齢18歳未満のものまたは知的障がい者、精神障がい者と生計同一者が所有する軽自動車等を含む) (所有権が留保されたものである場合は、使用者を含む)			社会福祉法第2条第2項第1号から第5号までに掲げる第1種社会福祉事業を行う社会福祉法人(使用者である場合を含む)	特に問わない
運転者	身体障がい者など	生計同一者	常時介護者	特に問わない	
使用目的	特に問わない	身体障がい者などの通院、通学、通所、生業などのために使われるもの		利用者の移送や利用者の供与物品の輸送に使われるもの	身体障がい者などの利用に使われるもの
用途及び構造	自家用			自家用・事業用は問わない	<ul style="list-style-type: none"> ●車椅子の昇降装置、固定装置または浴槽を装着するなど特別の仕様により製造されたもの ●自家用・事業用は問わない
減免台数	身体障がい者など1人につき、自動車(普通小型)、軽自動車を通じて、いずれか1台に限る			台数制限なし	
申請書	○	○	○	○	○
印鑑	○	○	○	○	○
自動車検査証	○	○	○	○	○
身体障がい者手帳(原本)、療育手帳又は精神障がい者保健福祉手帳(原本)	○	○	○	①社会福祉施設設立届出書の写し ②定款(もしくは定款変更認可書)の写し ③自動車運行状況書 ④写真(前、後、横、構造変更部分)	写真(前、後、横、構造変更部分)
運転免許証	○	○	○		
生計同一証明書		○			
常時介護証明書			○		
通院証明書通学・通所証明書・生業などの証明書		△	△		